

第一種製造者 一般の事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針 KHKS 1803-2(2010) 平成 22 年 6 月 30 日制定

本出版物は、「第一種製造者 一般の事業所用 東南海・南海地震防災規程の指針 KHKS 1803-2(2010)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

なお、本出版物に収録される他の 4 指針(KHKS 1800-2,1801-2,1802-2 及び 1804-2)については、高圧ガス規格委員会における審議の結果により改正はせず内容確認のみとなりました。

新	旧
<p>第一種製造者 一般の事業所用 <u>南海トラフ</u>地震防災規程の指針 KHKS 1803-2(2016)</p> <p align="center">目 次</p> <p>3 <u>南海トラフ</u>地震防災規程の目的等</p> <p>3.2 <u>南海トラフ</u>地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>序文</p> <p>この指針は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、<u>南海トラフ</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「<u>南海トラフ</u>地震法」という。)に関連する <u>南海トラフ</u>地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)に係る措置に関する事項等(以下「<u>南海トラフ</u>地震防災規程」という。)に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>従って、各事業者は、この指針を参考に各事業所の実状や実態に則した <u>南海トラフ</u>地震防災規程とするよう、自らの責任において必要な見直し、追加等を行った上で制定又は変更しなければならない。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この指針で用いる用語の定義は、法、<u>南海トラフ</u>地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p> <p>2.1</p> <p>地震防災細則</p> <p>当該事業所において、<u>南海トラフ</u>地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p>	<p>第一種製造者 一般の事業所用 <u>東南海・南海</u>地震防災規程の指針 KHKS 1803-2(2010)</p> <p align="center">目 次</p> <p>3 <u>東南海・南海</u>地震防災規程の目的等</p> <p>3.2 <u>東南海・南海</u>地震防災規程に掲げるべき事項</p> <p>序文</p> <p>この指針は、高圧ガス保安法(以下「法」という。)に基づく危害予防規程に定めるべき事項のうち、<u>東南海・南海</u>地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「<u>東南海・南海</u>地震法」という。)に関連する <u>東南海・南海</u>地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)に係る措置に関する事項等(以下「<u>東南海・南海</u>地震防災規程」という。)に関し、第一種製造者が制定する際の参考となる事項を示すことによって、対策計画の理解及び制定の能率向上などを目的としている。</p> <p>従って、各事業者は、この指針を参考に各事業所の実状や実態に則した <u>東南海・南海</u>地震防災規程とするよう、自らの責任において必要な見直し、追加等を行った上で制定又は変更しなければならない。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>この指針で用いる用語の定義は、法、<u>東南海・南海</u>地震法及びこれらの関係法令並びに当該事業所の危害予防規程本文において定めるところによるほか、次による。</p> <p>2.1</p> <p>地震防災細則</p> <p>当該事業所において、<u>東南海・南海</u>地震防災規程の内容をさらに具体的に定めた規定類を総称したもの。</p>

新	旧																
<p>3 南海トラフ 地震防災規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>法及び <u>南海トラフ 地震法</u> に基づき、<u>南海トラフ 地震防災対策推進地域</u>(以下「推進地域」という。)における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3.2 <u>南海トラフ 地震防災規程</u>に掲げるべき事項</p> <p style="text-align: center;">表 1－保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安規則に定められた事項</th> <th style="text-align: center;">この指針のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>南海トラフ 地震</u>に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td><u>南海トラフ 地震</u>に係る防災訓練に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 b)</td> </tr> <tr> <td><u>南海トラフ 地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 a)及び 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地震防災に係る教育訓練</p> <p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震・津波に関する知識、<u>南海トラフ 地震法</u>及び同法施行令、<u>南海トラフ 地震防災規程</u>及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>7 地震防災に係る保安統括者等の職務</p> <p>保安統括者等は、<u>南海トラフ 地震防災規程</u>及び地震防災細則を関係者と協議のうえ作成し、それらの実施の責任者は地震防災細則の定めるところによる。</p> <p>8 この規程の制定又は変更</p> <p>事業者は、この <u>南海トラフ 地震防災規程</u>を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした <u>南海トラフ 地震防災規程</u>の写しを市町村長に送付するものとする。</p>	保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目	<u>南海トラフ 地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4	<u>南海トラフ 地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)	<u>南海トラフ 地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6	<p>3 東南海・南海 地震防災規程の目的等</p> <p>3.1 目的</p> <p>法及び <u>東南海・南海 地震法</u> に基づき、<u>東南海・南海 地震防災対策推進地域</u>(以下「推進地域」という。)における当該事業所の津波に係る地震防災対策に関し必要な事項を定め、もって津波に係る地震災害の発生の防止又は被害の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>3.2 <u>東南海・南海 地震防災規程</u>に掲げるべき事項</p> <p style="text-align: center;">表 1－保安規則の規定事項と対応する箇条等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保安規則に定められた事項</th> <th style="text-align: center;">この指針のうち該当する項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東南海・南海 地震</u>に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td><u>東南海・南海 地震</u>に係る防災訓練に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 b)</td> </tr> <tr> <td><u>東南海・南海 地震</u>に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</td> <td style="text-align: center;">5 a)及び 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地震防災に係る教育訓練</p> <p>次に掲げる事項に関する地震防災上必要な教育及び訓練を保安教育計画の定めるところに従って事前に実施する。</p> <p>a) 地震・津波に関する知識、<u>東南海・南海 地震法</u>及び同法施行令、<u>東南海・南海 地震防災規程</u>及び地震防災細則等に関する地震防災上必要な教育</p> <p>7 地震防災に係る保安統括者等の職務</p> <p>保安統括者等は、<u>東南海・南海 地震防災規程</u>及び地震防災細則を関係者と協議のうえ作成し、それらの実施の責任者は地震防災細則の定めるところによる。</p> <p>8 この規程の制定又は変更</p> <p>事業者は、この <u>東南海・南海 地震防災規程</u>を危害予防規程の追加規程として制定し都道府県知事に届け出る。その届け出をした <u>東南海・南海 地震防災規程</u>の写しを市町村長に送付するものとする。</p>	保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目	<u>東南海・南海 地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4	<u>東南海・南海 地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)	<u>東南海・南海 地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6
保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目																
<u>南海トラフ 地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4																
<u>南海トラフ 地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)																
<u>南海トラフ 地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6																
保安規則に定められた事項	この指針のうち該当する項目																
<u>東南海・南海 地震</u> に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項	4																
<u>東南海・南海 地震</u> に係る防災訓練に関する事項	5 b)																
<u>東南海・南海 地震</u> に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	5 a)及び 6																

新	旧
<p data-bbox="286 204 987 229">第一種製造者 一般の事業所用 <u>南海トラフ地震防災規程の指針</u></p> <p data-bbox="600 244 674 269">解 説</p> <p data-bbox="185 284 1111 309"><u>この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、規格の一部ではない。</u></p> <p data-bbox="159 363 315 389">1 制定の趣旨</p> <p data-bbox="159 403 1117 549"><u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（以下「<u>東南海・南海地震法</u>」という。）の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p data-bbox="159 603 483 628">2 確認、改正の趣旨及び経緯</p> <p data-bbox="159 643 1117 868">a) <u>2016年の改正</u> <u>東南海・南海地震法の改正に伴い、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年12月26日省令第65号）において、一般高圧ガス保安規則等の条文中に記載されていた、東南海・南海地震法の法律名が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められた。このことを受け、この基準中で該当する法律名を改めた。</u></p> <p data-bbox="159 922 752 948">3 <u>南海トラフ地震防災規程及び地震防災細則について</u></p> <p data-bbox="159 962 1117 1394">a) <u>南海トラフ地震防災規程</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。 b) <u>南海トラフ地震防災規程</u>の内容は法及び<u>南海トラフ地震法</u>に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。 c) <u>南海トラフ地震防災規程</u>及び<u>地震防災細則</u>は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。従って、この規程及び<u>地震防災細則</u>の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。 d) <u>南海トラフ地震防災規程</u>の作成に当たっては、<u>南海トラフ地震法</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p>	<p data-bbox="1245 204 1968 229">第一種製造者 一般の事業所用 <u>東南海・南海地震防災規程の指針</u></p> <p data-bbox="1570 244 1644 269">解 説</p> <p data-bbox="1155 284 1223 309">（追加）</p> <p data-bbox="1140 363 1296 389">1 制定の趣旨</p> <p data-bbox="1140 403 2076 517"><u>東南海・南海地震法</u>の規定により、東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内における法に係る第一種製造者は、対策計画を作成しなければならないこととなっている。</p> <p data-bbox="1140 603 1256 628">2 （新規）</p> <p data-bbox="1140 922 1760 948">2 <u>東南海・南海地震防災規程及び地震防災細則について</u></p> <p data-bbox="1140 962 2076 1394">a) <u>東南海・南海地震防災規程</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関する具体的事項を地震防災細則とし、当該事業所の業種及び環境に適合するよう事業所独自に定める。 b) <u>東南海・南海地震防災規程</u>の内容は法及び<u>東南海・南海地震法</u>に係る事項を中心として作成するが、地震防災細則は他の法令に係る事項を包含し、かつ、他の名称とすることができる。 c) <u>東南海・南海地震防災規程</u>及び<u>地震防災細則</u>は、都府県、市町村その他が作成する推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。従って、この規程及び<u>地震防災細則</u>の作成に当たっては、推進計画に定められた事項を基に検討することが重要である。 d) <u>東南海・南海地震防災規程</u>の作成に当たっては、<u>東南海・南海地震法</u>に基づく津波に係る地震防災対策に関するソフト面を中心とした内容として作成する。</p>

新	旧
<p>4 南海トラフ地震法における地震防災について この指針で用いる用語の定義は、(2 用語の定義)によるが、<u>南海トラフ地震法</u>において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> <p>5 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>6 地震防災に係る広報について</p> <p>7 地震防災に係る保安統括者等の職務について</p> <p>8 地震発生時の措置について 地震が発生したときの措置については、(4 津波からの円滑な避難)を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。 <u>南海トラフ地震法</u>の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、<u>南海トラフ地震</u>発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講ずることとなる。 従って、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても <u>南海トラフ地震</u>が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p>	<p>3 東南海・南海地震法における地震防災について この指針で用いる用語の定義は、(2 用語の定義)によるが、<u>東南海・南海地震法</u>において、“地震防災”とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。と定義されている。</p> <p>4 地震防災に係る教育訓練について</p> <p>5 地震防災に係る広報について</p> <p>6 地震防災に係る保安統括者等の職務について</p> <p>7 地震発生時の措置について 地震が発生したときの措置については、(4 津波からの円滑な避難)を除き、危害予防規程の本文又はその付属基準において「事故・災害に対する措置」として規定されるものとし、この指針には含まないものとした。 <u>東南海・南海地震法</u>の趣旨から、津波からの円滑な避難が優先され、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難すること、また、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れて急いで安全な場所に避難することを原則とする。ただし、<u>東南海・南海地震</u>発生から津波が到達するまでの時間は地域によって差があるので、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、可能な範囲での応急措置その他を講ずることとなる。 従って、可能な範囲での応急措置として、火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な製造設備の運転停止、緊急点検及び巡視の実施その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、危害予防規程の本文又は付属基準に地震発生時の措置として規定されていないか、又は規定されていても <u>東南海・南海地震</u>が発生したときの措置として不十分であれば、規定の追加又は見直しが必要となる。</p>